

平成 27 年度小樽市食品衛生監視指導計画（素案）の概要

《目的》

小樽市内で製造・加工や流通する食品を対象とし、食品等に起因する衛生上の危害を防止し、市民の食生活の安全を確保するため、本市の実情にあった効果的な計画をたてるものです。

《計画策定の趣旨》

平成 15 年 5 月に食品衛生法が改正され、食品衛生に関する監視指導等については国が定めた「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」に基づき、都道府県等は実施の年度前に市民の意見を反映した、地域の実情にあった次年度の計画策定が定められました。

（小樽市は保健所設置政令市であるため、都道府県等に含まれます。）

《範囲》

小樽市内を計画の範囲といたします。

北海道、札幌市、旭川市及び函館市と連携し、監視指導を実施いたします。また、国や都道府県とも連携いたします。

《期間》

期間は平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までといたします。

《根拠法令》

食品衛生法、北海道条例（食品の製造販売行商等衛生条例）に基づいて実施します。

《実施体制》

保健所生活衛生課食品衛生グループが実施いたします。試験検査については、生活衛生課臨床検査グループ、同環境衛生グループ理化学検査サブグループが担当いたします。

《実施の内容》

本市は、観光都市であることに加えて水産業が盛んな都市であることから、観光施設、大型営業施設、魚介類取扱施設などに重点を置いた立入検査を行います。

主な項目

- ① 食品衛生法に基づく管理運営基準や施設基準について監視し指導を行います。
- ② 飲食店等の監視を行い、手洗い等の基本的な指導を行います。
- ③ 生肉やノロウイルスによる食中毒の防止について監視指導を行います。
- ④ 浅漬けの細菌検査を実施し、漬物の衛生規範に適合することを確認します。
- ⑤ 食品の放射性物質のスクリーニング検査を継続して実施します。
- ⑥ 水産加工施設・海水浴場施設・観光施設・臨時営業施設の監視指導を行います。
- ⑦ 食中毒が発生しやすい夏期や、食品の流通が多くなる年末に食品の収去検査等の一斉取締りを行う他、その他の時期にも適時に食品の収去検査を実施いたします。
- ⑧ 食中毒警報の発令や、自主回収に係る情報の提供を行います。
- ⑨ 食中毒等健康被害発生時には迅速な調査を行います。
- ⑩ 「HACCPに基づく衛生管理導入評価事業」による衛生管理を主に製造業施設に周知します。
- ⑪ 市民等へ随時、ホームページにより食品安全上重要な情報提供を図ります。
- ⑫ 食品衛生に係る人材の育成及び資質の向上を図ります。

詳細について、本計画で定めます。

《計画の実施状況の公表》

事業年度が終了した翌年 6 月までに前年度監視指導結果を公表いたします。

問い合わせ：保健所生活衛生課食品衛生グループへ

小樽市富岡 1 丁目 5 番 12 号

電話 0134-22-3118

FAX 0134-22-1469